



全力投球13

完歩おめでとう！

平成22年(2010年)10月1日(金)

ここには写真が掲載してありました。写真については本校配布の全力投球13号をご覧ください。

浜大津～石部中 歩ききった自信を次のステップに

9月25日朝6時40分、ほぼ集合完了。いささかひんやりした空気に身が引き締まる。校長先生、山川先生の話聞いて、いざバスへ。バスの中が興奮気味なのは、期待と不安の表れであろうか。

8時すぎ、いよいよ浜大津港からスタート。第1チェックポイントで腰を落ち着ける者はほとんどなく、近江大橋を吹き渡る風につい1週間前とはまったく異なる感触を受ける。まさに秋。と、喜んでいっているうちに、No.12付近(セブンイレブン)で道を間違えた者がちらほら。緊張が走る！

しかし、第2チェックポイントでは再び全員の姿を確認、胸をなでおろす。今回のコースは旧東海道を通ることが魅力の一つであったが、それにしても道が細い。そのうえ、前日に確認したときにはやっていた工事で始まっている。それでも、いろんな話をしながら仲間と歩くのは楽しい。さらに、第3チェックポイントでいただいたおにぎりとおたかひ豚汁に疲れがいやされる。

名神高速の高架をくぐると、ようやく湖南省。疲れがピークになりつつあるのだが、地元に戻ってきた安心感が足の動きを速くする。先頭のゴールは13時ごろ、最終は17時すぎと、差がついたけれど、それぞれ自分のペースで最後までよくがんばりました！

25キロを歩き通した今回の体験が、これからの進路選択や部活動に生かされることを願っています。

保護者のみなさまへ スタッフ会議、前日準備、当日の立ち番と、多くの時間を割いていただき、本当にありがとうございました。また、一緒に歩いてくださったみなさんはお疲れが出なかったでしょうか。ウォークラリーこそみなさまのお力添えがなければ成り立たない行事だと痛感しています。来年度もまたと計画しております。これに懲りず、ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。



ここには写真が掲載してありました。
写真については、全力投球13号をご覧ください。

安全に注意していますか？ いま一度確認を

昨日まで秋の交通安全運動が全国的に展開されていました。その重点の一つが「夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進）」でしたが、これからますます「秋の日のつるべ落とし」、夕暮れ時の安全が気になります。登下校時はもちろんのこと、私用で出かけるときも被害者・加害者になることのないよう十分注意をしてください。

CHECK
POINT

- ア 左側通行、一時停止や信号の確認、その他安全確認をいつも心がけていますか？
- イ ヘルメットの着用を守っていますか？（3年生の着用率が低くなってきています！）
- ウ 並進、スピードの出し過ぎ、二人乗り、傘差し運転、危険な運転をしていませんか？（携帯電話でしゃべりながら、ヘッドホンで音楽を聞きながらも大変危険です！）
- エ 自転車で歩道を走るときは、歩行者が優先されると自覚して運転していますか？
- オ 暗い道ではライトをつけていますか？（反射板もついてますか？）

また、不審者に対する警戒も怠ってはなりません。

CHECK
POINT

- カ 登下校の際は、複数で、決められた通学路を利用していますか？
- キ 部活動など、学校での活動が終わったら、寄り道をせず、ただちに下校していますか？
- ク 登下校・外出時には防犯ブザーやベル等を携帯していますか？
- ケ 見知らぬ人から声をかけられ誘われても応じないこと！ 声をかけられ、恐怖を感じた場合は、大声で叫ぶなど、近くの人や近くの家に助けを求めること！ 不審者に遭遇したら、保護者・学校・警察などに、できるかぎり早く、正確な情報を伝えること！

ここで問題。次の文章のうち、正しいと思うものには 、まちがっていると思うものには をつけ、正しい文章に改めなさい。

- 1 交通整理の行われていない左右の見通しの悪い交差点を通行するときでも、自分の通行する道路が優先道路の場合は、徐行しないで通行することができる。
- 2 信号機の信号が青から黄に変わった場合に、黄は止まれ信号でないのでもそのまま進行してもよい。
- 3 子どもが一人で歩いているときや身体が不自由な人が歩いているときは、一時停止か徐行してその通行を妨げてはならない。
- 4 横断歩道のない交差点の付近を歩行者が横断しているときは、必ず一時停止しなければならない。
- 5 白や黄の杖を持った人が歩いている場合、一時停止か徐行して、その通行を妨げてはならないが、盲導犬をつれて歩いているときは、一時停止や徐行しなくてもよい。
- 6 緊急自動車が近づいてきたときは、他の車はどんな場所であってもその場に一時停止してこれを優先して通行させなければならない。
- 7 交通規則を正しく守っている限り、権利を強く主張して運転すべきである。



* この問題は運転免許試験をもとに構成しています。そのため、文中に指示がなくても「車を運転する者は」という主語があると考えする必要があります。が、自転車も法律上は「軽車両」。つまり、「自分にとっては自動車を運転しないから関係ない」のではなく、自転車に乗る者もルールを守り安全に注意を払う義務があるのです。（安全確認義務は歩行者にもあります）

- * ことえ 1 : 2 : （停止位置で安全に停止できるときは停止します） 3 : 4 : （歩行者の通行を妨げてはいけませんが、速度を落としたり徐行したりして車が通り過ぎていくこともあります。要注意ですね）
5 : （いずれも目の不自由な人が歩いている場合と読み取れます。ふだん以上に注意を払いましょう） 6 : （交差点を通行しているときは交差点を抜けたところで道路の左側によせて停止します。一方通行などで左側によつて通行の妨げになるときは、道路の右側によせて停止します。自転車も緊急の対応に協力しましょう）
7 : （「ゆずりあう心ひとつで事故はなし」という標語がありました。まさにそのとおりですね）